## 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介 護費

- (1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)
  - (-) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

بدر
<u>位</u>
<u>位</u>
<u>位</u>
位
位
位
<u>位</u>
位
<u>位</u>
位
位
位
<u>位</u>
<u>位</u>
<u>位</u>
位
位
位
位
位
位
位
位
位

- ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介 護費
  - (1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)
    - (-) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)
      - a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	1,049単位
ii	要介護 2	1, 116単位
iii	要介護 3	1, 183単位
iv	要介護 4	1, 251単位
v	要介護 5	1,318単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	1, 160単位
ii	要介護 2	1,227単位
iii	要介護 3	1, 294単位
iv	要介護 4	1,362単位
V	要介護 5	1,429単位

□ 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i	要介護 1	991単位
ii	要介護 2	1,062単位
iii	要介護 3	1,132単位
iv	要介護 4	1, 203単位
V	要介護 5	1,273単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i	要介護 1	1, 122単位
ii	要介護 2	1, 193単位
iii	要介護 3	1, 263単位
iv	要介護 4	1,334単位
V	要介護 5	1,404単位
	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 経過的要介護	743単位
ii 要介護 1	948単位
iii 要介護 2	1,017単位
iv 要介護 3	1, 085単位
∨ 要介護 4	1, 154単位
vi 要介護 5	1,222単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ji)	
i 経過的要介護	827単位
ii 要介護 1	1,079単位
iii 要介護 2	1,148単位
iv 要介護 3	1,216単位
v 要介護 4	1,285単位
vi 要介護 5	1,353単位
四 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 経過的要介護	730単位
ii 要介護 1	932単位
iii 要介護 2	999単位
iv 要介護 3	1,066単位
∨ 要介護4	1,134単位
vi 要介護 5	1, 201単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 経過的要介護	814単位
ii 要介護 1	1,063単位
iii 要介護 2	1, 130単位
iv 要介護 3	1,197単位
∨ 要介護 4	1, 265単位
vi 要介護 5	1,332単位
(I) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
i 経過的要介護	668単位
ii 要介護 1	870単位
iii 要介護 2	937単位
iv 要介護 3	1,004単位

i 要介護 1	962単位
ii 要介護 2	1,031単位
iii 要介護 3	1,099単位
iv 要介護 4	1, 168単位
v 要介護 5	1,236単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,093単位
ii 要介護 2	1, 162単位
iii 要介護 3	1,230単位
iv 要介護 4	1, 299単位
v 要介護 5	1,367単位
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
PHONON SERVICE	
i 要介護 1	946単位
ii 要介護 2	1,013単位
iii 要介護 3	1,080単位
iv 要介護 4	1, 148単位
v 要介護 5	1,215単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,077単位
ii 要介護 2	1,144単位
iii 要介護 3	1,211単位
iv 要介護 4	1, 279単位
<u> </u>	1,346単位
(I) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
year ever page per a rear mass commit eye et a tip til fella mass et a pama mass a la fil	
i 要介護 1	884単位
ii 要介護 2	951単位
iii 要介護3	1,018単位
iv 要介護 4	1,086単位

v	要介護 4	1,072単位
vi	要介護 5	1.139単位
	認知症疾患型短期入所療養介護費(ji)	1, 100 - 12
i	能知证决思主 <b>起州八川</b> 原设升战兵(II) 経過的要介護	779単位
- <del></del> ii	要介護 1	981単位
	要介護 2	1,048単位
iv	要介護3	1,115単位
<u>''</u> V	要介護 4	1, 183単位
vi	要介護 5	1,250単位
(2) 認知	症疾患型経過型短期入所療養介護費(1	 日につき)
	知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I	
а	経過的要介護	570単位
b	要介護 1	772単位
c	要介護 2	839単位
d	要介護 3	906単位
е	要介護 4	974単位
f	要介護 5	1, 041単位
(二) 認		
a	経過的要介護	654単位
b	要介護 1	903単位
С	要介護 2	970単位
d	要介護3	1,037単位
Θ	要介護4	1,105単位
	要介護 5	1,172単位
(3) ユニ	ット型認知症疾患型短期入所療養介護費	(1日につき)
(-) 그	ニット型認知症疾患型短期入所療養介護	
а	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介	
<u>i</u>	経過的要介護	946単位
<u>ii</u>	要介護 1	1, 149単位
<u>iii</u>	要介護 2	1,216単位
<u>iv</u>	要介護 3	1,283単位
<u>v</u>	要介護 4	1,351単位
<u>vi</u>	<u> </u>	1,418単位
b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介	
<u>i</u>	経過的要介護	946単位

		V	要	介護	5	1,153単位
	b	認	知	症疾	患型短期入所療養介護費(ii)	
			<b>=</b>			995単位
	-			介護		
	_			<u>介護</u>		<u>1,002単位</u> 1.129単位
	-			介護		<u>1, 129年位</u> 1, 197単位
	-			<u>介護</u>		1, 19/単位 1, 264単位
(0)				<u>介護</u>	<u>8</u> 9 !経過型短期入所療養介護費(1日につき	
					『栓迦型短期入所療養介護費(10につき 『型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)	,
(-)	Ē	念知	泟	疾患	(空柱迥空应别人们原食儿 6頁(1)	
	а	垂	슈	護 1		786単位
	<u>a</u> b			<del>吱!</del> 護 2		853単位
				<del>吱~</del> 護 3		920単位
				<del>竣り</del> 護 4		988単位
				<del>陵</del> 5		1,055単位
(-)					型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	<u> </u>
\-/	5	ᄡᄉ	/JL.	<i>/</i>	(主作位主)((7))(1)((3))((1))((1))((1))	
	а	要	介	護 1		917単位
	a b			<u>護 1</u> 護 2		984単位
		要	介			984単位 1,051単位
	b c	要要	介介	護 2		984単位 1,051単位 1,119単位
	b c d e	要要要要	介介介介	護3		984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位
(3)	b с d е П	要要要要ッ	介介介介ト	護2 護3 護4 5 型認	。 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位
, - ,	b с d е П	要要要要ッニ	介介介介トッ	護護護 選 型 卜	-                                     	984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位 つき)
, - ,	b с d е П	要要要要ッニ	介介介介トッ	護護護 選 型 卜	。 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位 つき)
, - ,	b с d е	要要要要ッニ	介介介介トッニ	護護護護型トット はままれる	-                                     	984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位 つき)
, - ,	b c d e	要要要要ッニュ	介介介介トッニ 要	護護護護型トッ 介	。 日知症疾患型短期入所療養介護費(1日に 別認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) -型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)	984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位 つき)
, - ,	b c d e l	要要要ッニューi=	介介介介トッニ 要要	護護護護型トッ 介介	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位 つき) 1,163単位 1,230単位
, - ,	b c d e I	要要要ッニューi≒≒	介介介介トッニ 要要要	護護護護型トッ 介介介	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位 つき) 1,163単位 1,230単位 1,297単位
, - ,	b c d e I	要要要ッニューニョミ	介介介介トッニ 要要要要	護護護護型トッ 介介介介	是知症疾患型短期入所療養介護費(1日に 型認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位 つき) 1,163単位 1,230単位 1,297単位 1,365単位
, - ,	b c d e l a	要要要ッニュニョョシ	介介介介トッニ 要要要要	護護護護型トッ 介介介介介介介	是知症疾患型短期入所療養介護費(1日に 型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 予型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) 種1 種2 種3 種4 種4	984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位 つき) 1,163単位 1,230単位 1,297単位 1,365単位 1,432単位
, - ,	b c d e I	要要要ッニュニョョシ	介介介介トッニ 要要要要	護護護護型トッ 介介介介介介介	是知症疾患型短期入所療養介護費(1日に 型認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位 つき) 1,163単位 1,230単位 1,297単位 1,365単位 1,432単位
, - ,	b c d e l a	要要要ッニューニョミンユ	介介介トッニ 要要要要ニ	護護護護型トッ 介介介介介介介	是知症疾患型短期入所療養介護費(1日に 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) 1 1 2 1 2 1 3 1 4 1 5 5 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	984単位 1,051単位 1,119単位 1,186単位 つき) 1,163単位 1,230単位 1,297単位 1,365単位 1,432単位

		ii	華介	·護 1		1,149単位
		<del>II</del> III		1.0		1, 216単位
				護2		
		iv		護3		1,283単位
		<u>v</u>	要介	·護4		1,351単位
		vi	要介	護5		1,418単位
(二)		ュニ	ット	型認	知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
	а	ュ	ニニッ	ト型	認知症疾患型短期入所療養介護費(i	)
		<u>i</u>	経過	的要	介護	857単位
		ii	要介	·護 1		1,111単位
		iii	要介	護2		1, 182単位
		iv		護3		1, 252単位
		٧		護 4		1,323単位
		vi	要介	護 5		1,393単位
	b	٦	ニニッ	ト型	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii	)
		i	経過	的要	介護	857単位
		ii	要介	.護1		1,111単位
		iii	要介	頀 2		1,182単位
		iv	要介	護3		1,252単位
		٧	要介	護 4		1,323単位
		vi	要介	護 5		1,393単位
(4)	特	定認	知症	疾患	型短期入所療養介護費(1日につき)	760単位

注1 (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟(指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大

ii 要介護 2 1, 230単位
iii 要介護 3 1, 297単位
iv 要介護 4 1,365単位
v 要介護 5 1,432単位
□ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
i 要介護 1 1,125単位
ii 要介護 2 1,196単位
iii 要介護 3 1,266単位
iv 要介護 4 1,337単位
v 要介護 5 1,407単位
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)
i 要介1,163護1 1,125単位
ii 要介護 2 1,196単位
iii 要介護 3 1, 266単位
iv 要介護 4 1,337単位
v 要介護 5 1,407単位
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費
一) 3時間以上4時間未満 650単位
二 4時間以上6時間未満 900単位
三 6時間以上8時間未満 1,250単位
注 1 (1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟(指定
居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟
をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介
護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該
届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所
療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に
厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介
護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、
利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に
厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大

臣が定めるところにより算定する。

臣が定めるところにより算定する。

- 2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である 指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出 たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟にお いて、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対し て、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単 位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若し くは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当す る場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が 判断した者

- 2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である 指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出 たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟にお いて、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対し て、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要 した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内 容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそ れぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、 看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める 基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによ り算定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が 判断した者
  - ロ 別に厘生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利

-28-

- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利 用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況 に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利 用の必要があると医師が判断した者
- 6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1 の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出 があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。
- (5) 栄養管理体制加算
  - (一) 管理栄養士配置加算

12単位

(二) 栄養士配置加算

10単位

- 注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するもの として都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所に ついて、1日につき所定単位数を加算する。
  - イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
  - <u>ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療</u> 養介護事業所であること。
  - 2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するもの として都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所に ついて、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合 において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定し ない。
    - イ 栄養士を1名以上配置していること。
    - <u>ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療</u> 養介護事業所であること。
- <u>(6)</u> 療養食加算

23単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事 に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介 護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、 1日につき所定単位数を加算する。
  - イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている

#### 用する者

- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況 に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利 用の必要があると医師が判断した者
- 6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1 の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出 があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

<u>⑸</u> 療養食加算

- 一注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
  - イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

こと。

- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指 定短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (7) 緊急短期入所ネットワーク加算

50単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県 知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者(別に厚 生労働大臣が定める者に限る。)に対し、指定短期入所療養介護 を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。
- (8) 特定診療費

(二) 要介護 1

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療 行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に 厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

### ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費(I)(1日につき)

(1) 盔中超自的派//	
(一) 経過的要介護	411単位
二) 要介護 1	545単位
(三) 要介護 2	588単位
四) 要介護 3	632単位
田) 要介護 4	676単位
(六) 要介護 5	720単位
(2) 基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)(1日にこ	)き)
(-) 経過的要介護	495単位

- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指 定短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (6) 緊急短期入所ネットワーク加算

50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県 知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者(別に厚 生労働大臣が定める者に限る。)に対し、指定短期入所療養介護 を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

#### (7) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療 行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に 厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

#### (8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対 し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区 分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に 掲げるその他の加算は算定しない。

(-) サービス提供体制強化加算(I)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(II)	6 単位
(E) サービス提供体制強化加算(III)	6 単位

E要介護2719単位四要介護3763単位五要介護4807単位次要介護5851単位

(3) 特定基準適合診療所短期入所療養介護費(1日につき)

- 注1 (1)について、指定居宅サービス基準附則第5条第3項の規定により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
  - 2 (2)について、指定居宅サービス基準附則第5条第3項の規定 により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する 基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、 日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数 を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める 基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによ り算定する。
  - 3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
  - 4 次のいずれかに該当する者に対して、基準適合診療所短期入 所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養 介護費(II)を算定する。
    - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が 判断した者
    - <u>ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利</u> 用する者
    - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況 に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利 用の必要があると医師が判断した者

- 5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。
- (4) 栄養管理体制加算

(-) 管理栄養士配置加算

12単位

(二) 栄養士配置加算

10単位

- 注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するもの として都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所に ついて、1日につき所定単位数を加算する。
  - イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
  - 口 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療 養介護事業所であること。
  - 2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するもの として都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所に ついて、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合 において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定し ない。
    - イ 栄養士を1名以上配置していること。
    - <u>ロ</u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。
- (5) 療養食加算

23単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事 に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介 護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、 1日につき所定単位数を加算する。
  - イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている こと。
  - 口 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の 食事の提供が行われていること。
  - <u>ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指</u> 定短期入所療養介護事業所において行われていること。
- 10 特定施設入居者生活介護費
  - イ 特定施設入居者生活介護費(1日につき)
    - (1) 経過的要介護

214単位

- 10 特定施設入居者生活介護費 イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)
  - (1) 要介護 1

(2) 要介護 1	549単位
(3) 要介護 2	616単位
(4) 要介護 3	683単位
(5) 要介護 4	750単位
(6) 要介護 5	818単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費(1月につき)

- 注1 指定特定施設(指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する 指定特定施設をいう。以下同じ。)において、イについては、指 定特定施設入居者生活介護(同項に規定する指定特定施設入居者 生活介護をいう。以下同じ。) を行った場合に、指定特定施設入 居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。) の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するもの とし、口については、外部サービス利用型指定特定施設入居者生 活介護(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービ ス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行 った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該 サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施 設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態 区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定す る。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところ により算定する。
  - 2 イについては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を加算する。
  - 3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用

(2) 要介護 2	641単位
(3) 要介護 3	711単位
(4) 要介護 4	780単位
(5) 要介護 5	851単位

- ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費(1月につき)
- 注1 指定特定施設(指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する 指定特定施設をいう。以下同じ。)において、イについては、指 定特定施設入居者生活介護(同項に規定する指定特定施設入居者 生活介護をいう。以下同じ。) を行った場合に、指定特定施設入 居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。) の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するもの とし、口については、外部サービス利用型指定特定施設入居者生 活介護(指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービ ス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行 った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該 サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施 設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態 区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定す る。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところ により算定する。
  - 2 イについては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
  - 3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する ものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用 者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間

者に対して、特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

#### 11 福祉用具貸与費(1月につき)

指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)において、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にのでは、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)の通常の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費を合う場合に要するで、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の建復の運搬に要する報を当該福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。 4 イについては、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的 に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関(指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。)又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の 健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。

11 福祉用具貸与費(1月につき)

指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)において、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。

- 注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に 含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具 貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあ っては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定 福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス基準第194条第1項に規定 する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) の通常の事業 の実施地域(指定居宅サービス基準第200条第5号に規定する通常 の事業の実施地域をいう。以下同じ。)において指定福祉用具貸 与を行う場合に要する交通費(当該指定福祉用具貸与に係る福祉 用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う 当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を 合算したものをいう。以下同じ。) に相当する額を当該指定福祉 用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た 単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福 祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数 に加算する。
  - 2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合 にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該 指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福

- 2 要介護状態区分が経過的要介護又は要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第93号)第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。
- 3 利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定しない。

- 祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に 相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該 指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額 を限度として所定単位数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、 通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、 当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具 貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を 行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を 当該指定福祉用具貸与事所の所在地に適用される1単位の単価で 除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸 与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所 定単位数に加算する。
- 4 要介護状態区分が要介護 1 である者に対して、厚生労働大臣が 定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の 種目(平成11年厚生省告示第93号)第 1 項に規定する車いす、同 告示第 2 項に規定する車いす付属品、同告示第 3 項に規定する特 殊寝台、同告示第 4 項に規定する特殊寝台付属品、同告示第 5 項 に規定する床ずれ防止用具、同告示第 6 項に規定する体位変換器、 同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12 項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合 は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が 定める者に対する場合については、この限りでない。
- 5 利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定しない。

# 〇 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)(抄)

(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第

46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)

を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の

人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基

準」という。) 第14条第1項の規定により、同項に規定する文

書を提出している指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に

規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)につい

て、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 居宅介護支援費(I) 指定居宅介護支援事業所(基準第2

条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同

じ。) において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用

者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の21第3項

の規定に基づき指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に

規定する指定介護予防支援事業者をいう。)から委託を受け

(変更点は下線部)

現 行	改正案
別表	別表
指定居宅介護支援介護給付費単位数表	指定居宅介護支援介護給付費単位数表
居宅介護支援費	居宅介護支援費
イ 居宅介護支援費(1月につき)	イ 居宅介護支援費(1月につき)
(1) 居宅介護支援費(I)	(1) 居宅介護支援費(I)
(一) 要介護 1 又は要介護 2 1,000単	
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 1,300単	位 (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 1,300単位
(2) 居宅介護支援費(II)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)
(一) 要介護 1 又は要介護 2 600単	位 (一) 要介護1又は要介護2 500単位
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 780単	位 (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 650単位
(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)	(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)
(一) 要介護 1 又は要介護 2 400単	位 (一) 要介護1又は要介護2 300単位
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 520単	— 1 — 1 — 1 — 1 — 1 — 1 — 1 — 1 — 1 — 1
(4) 経過的要介護居宅介護支援費 850単	位
注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支	援 注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援

- 注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援 (介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第 46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。) を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基 準」という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する文 書を提出している指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に 規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)につい て、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
  - (1) 居宅介護支援費(I) 指定居宅介護支援事業所(基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の21第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)から委託を受け